

第7回

横須賀市景観審議会

議事録（抄）

横須賀市都市部景観推進課

第7回横須賀市景観審議会

- 1 日 時 平成19年(2007年)7月9日(月)13:30から16:10
- 2 場 所 横須賀市役所消防局3階第3会議室
- 3 議 案
- (1) 委員長の選出について ……公開
 - (2) 平成19年度景観推進事業について(報告) ……公開
 - (3) 景観重要公共施設について(報告) ……公開
 - (4) 眺望点指定について(審議) ……公開
 - (5) 平成18年度景観条例・景観法運用状況について(報告) ……公開
 - (6) 平成18年度景観審議会専門部会議事案件について(報告) ……非公開
 - (7) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について(報告) ……非公開
- 4 出席者
- | 委員 | | 事務局職員 | |
|---------|---------|----------|-------|
| ・加藤 隆夫 | 委員 | ・景観推進課長 | 長島 洋 |
| ・国吉 直行 | 委員 | ・景観推進課主査 | 平井 毅 |
| ・住岡 和枝 | 委員 | ・景観推進課主任 | 土屋 文代 |
| ・諏訪 芳朗 | 委員 | ・景観推進課 | 境 高宏 |
| ・曾根 幸一 | 委員長 | | |
| ・田口 敦子 | 委員 | | |
| ・富澤 喜美枝 | 委員 | | |
| ・湯澤 正信 | 委員 | | |
| ・吉田 慎悟 | 委員長職務代理 | | |
- 5 傍聴人 1人
- 6 議事要旨 次のとおり

○事務局（平井）

初めに景観推進課長よりご挨拶を申し上げたい。

○長島景観推進課長

今回は委員の交代があったので、まず皆さんに紹介をしてから審議会に入ることにしたい。よろしくお願ひしたい。

○事務局（平井）

委員改選の時期ではないが、委員交代の報告をする。今年3月末日をもって、鈴木伸治委員、小林正美委員、中村良夫委員が、諸事情により退任されたため、4月より新たに3人の委員が景観審議会委員に就任されているので、委員全員の紹介をさせていただきます。

よこすか都市景観協議会の加藤委員。

都市デザイナーの国吉委員。

市民公募委員の住岡委員。

市民公募委員の諏訪委員。

芝浦工業大学名誉教授で建築家の曾根委員。

多摩美術大学グラフィックデザイン学科教授の田口委員。

横須賀建築探偵団代表の富澤委員。

関東学院大学建築学科教授の湯澤委員。

カラープランニングセンター取締役の吉田委員。

会議開催の前に、委員の出席状況を報告する。委員9名中、9名全員が出席しているので、横須賀市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告する。

なお、本審議会は、議事5までは公開、議事6からは個人情報などを含む報告となるため非公開としている。

それでは、配布資料の確認をする。

資料1-1 横須賀市景観審議会委員名簿

資料1-2 横須賀市景観審議会規則

資料2 平成19年度景観行政スケジュール

資料3 景観重要公共施設について

資料4 眺望点指定について

資料5 平成18年度景観条例・景観法運用状況

資料6 平成18年度横須賀市景観審議会専門部会議事案件

資料 横須賀市景観計画

本日の議事進行は、前委員長の中村委員が退任され委員長不在のため、新たな委員長選出までの間、委員長職務代理の吉田委員に進行をお願いすることになる。

○吉田委員（委員長職務代理）

それでは、第7回横須賀市景観審議会を開催する。

では、議事（1）の委員長の選出については、さきほどより事務局から説明がりましたが、前委員長の中村委員が退任されたことに伴い、新たに委員長の選出を行なうものである。本件については、横須賀市景観審議会規則第2条第1項により、「委員が互選する」

となっている。互選についてはいかがか。

○加藤委員

芝浦工業大学名誉教授の曾根委員にお願いすると良いと思う。

○吉田委員（委員長職務代理）

ただ今、曾根委員との発言があったがいかがか。

○他委員

異議なし

○吉田委員（委員長職務代理）

「異議なし」との発言を多数いただいたので、曾根委員に委員長に就任していただくことと決定した。

では、議事進行を曾根委員長と交代する。どうぞ。

○曾根委員長

前任の中村委員長は、15世紀の景色の見方と現代の見方を分析されるなど、景観に深い造詣を持っておられた。私は、学究的ではないが実務的に長い経験があり、景観審議会の委員とも一緒に仕事をしてきたこともある。よろしくお願ひしたい。

それでは次第に沿って議事を進める。

初めに運営要領に基づいて、本日の議事録の署名委員を指名する。従来より名簿の順番でお願いしているので、慣例に従い今回は諏訪委員と田口委員を指名する。

事務局なにかあるか。

○事務局（平井）

「委員長職務代理者の指名について」は、景観審議会規則第2条第3項により、「委員長が指名する」こととなっているが、前委員長より指名されていた吉田委員に引き続きお願いすることとしてよろしいか。

また、「専門部会委員の指名について」は、景観審議会規則第4条第2項によって、「委員長が指名する」こととなっている。4月より専門部会を開催するに当たり、委員長不在のため吉田委員長職務代理者により、辞任された小林委員、鈴木委員に代わり、国吉委員と湯澤委員を指名していただいた。吉田委員、国吉委員、湯澤委員、専門部会委員をよろしく願ひたい。なお、部会長については、4月度の専門部会開催のときに互選の結果、湯澤委員に就任していただいていることを報告する。

○曾根委員長

事務局の説明の通り、委員長職務代理者については、すでに前委員長より指名されているので、吉田委員にお願いする。

専門部会についても、湯澤部会長、吉田委員、国吉委員にお願いする。

では、議事（2）の平成19年度景観推進事業について、事務局より説明をどうぞ。

○事務局（平井）

（資料2参照）

景観法の制度と景観条例の制度の中から、本年度は従前より当審議会にて審議されている「眺望点の指定」と「景観重要公共施設の位置付け」、「景観重要樹木の指定」を重点的に進めていきたい。

なお、眺望点と景観重要公共施設を景観計画に位置付けて施行するのは、来年度4月1日を予定している。

○曾根委員長

ただいまの事務局の報告に対し、ご意見、ご質問があればご発言をどうぞ。

眺望点という制度は、横須賀市独自のものなのか。

○事務局（長島）

眺望を意識した制度は他都市でもあるが、規制までしているものは珍しく、本市の特徴でもある。

○曾根委員長

横須賀では市民が俯瞰する景色が特徴的であると思うので、このユニークな制度を是非広めていきたい。

では、議事（3）の景観重要公共施設について事務局から説明をどうぞ。

○事務局（平井）

（資料3参照）

前回提示した案には、国道134号についての基準があったが、道路管理者の神奈川県との協議の中で、県域全域にまたがる134号全線で基準を作成することを検討した方が良いとの意見を県が持ち、今回は横須賀市が独自の基準を先行して定めるのは適当ではないと判断し、景観重要道路候補から外すこととした。

うみかぜの路に関しては、景観重要道路として位置付けることを引き続き、国・県と協議している。

国からは、技術基準に関しては概ね了解を得ている。ただし、景観計画には指定の方針を記載しておいて、具体の技術基準は別途定めることが良いのではないかという意向である。市としては、具体の技術基準を景観計画に記載し、明確に伝えていきたいと考えているので、その点を詰めているところである。

県との協議に関しては、6月の人事異動により多くの関係者が入れ替わり、協議を再スタートできたばかりである。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、意見、質問があればどうぞ。

○吉田委員

県が134号についての基準を定めるスケジュールはどうなっているのか。今年度中か。

○事務局（長島）

西は小田原まで海岸線をつなぐ134号であるので、たくさんの自治体をまたいでおり、また土木事務所も複数にまたがっている。調整は困難であると考えられる。

○国吉委員

県が134号の基準を作成したら、最終的に景観法の制度として位置付けをするのか。神奈川県は景観計画を持たないと聞いているが。

また、基準は全体で統一するつもりなのか、地域性を出すつもりなのか。

○事務局（長島）

神奈川県は景観計画を持たないとしているので、県の景観計画の中に景観重要道路として位置付けられることはない。しかし景観法の中では、道路管理者側から景観行政団体に景観重要公共施設に位置付けることを要請できることになっているので、県から市に市景観計画に位置付けることを要請される可能性はある。

基準については、今後の課題であると思う。

○国吉委員

うみかぜの路に関しては、色彩を整えることもあると思うが、他にうみかぜの路自体をアピールする事業はやっているのか。まとまった色彩になるのは結構だが、もう一步踏み出したアピールをすると良い。

○曾根委員長

市役所から横須賀美術館まで歩くようなイベントがあるといいのではないか。

○事務局（長島）

企画調整部文化振興課でマップを作ったり、サインやロゴマークを作る事業を行っている。うみかぜの路を歩くイベントも開催している。

○加藤委員

うみかぜの路の一部である馬堀海岸の護岸に子供たちの絵が描かれていたが、最近ベージュに塗りつぶされた経緯がある。100周年実行委員会でのこの絵をどうするのか質問があり、副市長が復活も検討すると回答していた。個人的には塗り替えて落ち着いたと思うが、今後復活するのであれば、ルールを定める必要があると思う。

○富澤委員

護岸の緑化などもあると思う。絵はきたないので、またそうならないようにして欲しい。

○事務局（長島）

以前落書きが多く、落書き防止対策で市民に絵を描いてもらっていた。前回の景観審議会でも意見があったが、海の風景として見た時に、その手前に絵があると興ざめしてしまうということもある。一方市民の中には絵があった方が良いという意見もある。今後実施しようとするときにそこを市民を含めてきちんと議論することが不可欠であると思う。

○諏訪委員

壁面があると落書きなどが出てくる。壁面を緑化できれば落書きもされないのではないか。

○事務局（長島）

現在でも護岸の際に地被類が植えてあり、それが成長して壁面を覆い始めている部分がある。時間が経てば全面が覆われることもあると思う。

○曾根委員長

この護岸が市の管理であれば、この審議会での意見を管理者に伝えていくことが少なくとも必要である。

○事務局（平井）

港湾部に伝える。

○国吉委員

塗り替えてスッキリしたことは、現在は評価されていると思うが、これに見慣れてくると何か新たな工夫をしたくなるものである。何かをやる場合には、一定の景観的質を保つようなことをルールとして決めておかないと防御できなくなる恐れがある。

○富澤委員

うみかぜの路は、エリアが長いが、全体的に統一したレベルを保ちたい。資料3の方針イにある維持管理であるが、ヤシの葉が茂ってくるとサインが見え難くなるので、きちんとサインが見えるように常に管理して欲しい。

○曾根委員長

他に意見がないようなので次の議事に進む。

では、議事（4）の眺望点指定について事務局から説明をどうぞ。

○事務局（平井）

（資料4参照）

前回審議会時に提案したレストラン前（第1眺望点）とハーブ園（第2眺望点）に加えて、久里浜田浦線大浜交差点（第3眺望点）と久里浜港（第4眺望点）を眺望点候補とした。眺望景観保全区域は、資料基準01に図示する赤線の範囲とした。建物の高さの基準は、A地区及びB地区では、高度地区の高さ制限である31m及び20mとし、C地区は高度地区の緩和を受けた場合の最高限度と同じ高さとする。ただし、B地区において第3眺望点から海へのビスタ（通景）を壁面線後退により確保した場合は、後退した距離に応じて高さの緩和を認めることとする案とした。

○曾根委員長

経済活動なので、ある一定の床面積のボリュームは否定できないと思う。検討資料は、

絶対高さをシミュレーションしたものか。

また、この地域に建設が懸念される建物の用途は何か。

○事務局（長島）

建蔽率、容積率を無視して高さいっぱいまで建った場合のシミュレーションである。実際にはこのシミュレーションまではなることはない。

この周辺に建設が考えられるのは、主にマンションとショッピングセンターである。

事務局案は、高度地区の緩和を認めないのが一番いいと考えているが、それとは別の視点でビスタ（通景）を通すという考え方がある。敷地境界から6mの壁面後退をすることで高さの上限を緩和することが適当か検討中である。ビスタと上から俯瞰する眺望と、相反することでもあるので、どちらを優先するか考えたい。両者が矛盾するようならばもっと議論が必要と考えている。

○曾根委員長

眺望基準を決めるときには市民に情報公開するのか。

○事務局（長島）

基準の素案を作成した段階で、10月に市民パブリック・コメント手続きを実施する。今回は地域が限定されていることもあり、地元で説明会もする予定である。

○国吉委員

市民が丘の上からの眺望の維持をどれだけ強く望んでいるのか、そして行政がそれをふまえて、事業者にどのように伝えていくのかが重要である。

経済活動と眺望景観と両立のかねあいは現場で市民意見を確認しながら決めるべきである。

横浜を例にすると、横浜という港が見えることが特徴なので、港への眺望を維持することに市民の理解もあり、そういった市民の気持ち等をふまえて建物の高さ制限をする要綱を作っている。更にその一部を地区計画に置き換えて担保している。

今回は新たに第3眺望点が提案されているが、一番良いのは高度地区の緩和をせずに、壁面後退もしてもらうことであるが、それでは事業者は納得しない。多少の高さ緩和と引き替えの壁面後退といった駆け引きをすることも必要だろう。

茅ヶ崎の例では、海沿いに高さ60mのマンション計画があった。高さを高くして足元の空地を整備するという方法もあったが、市民はそれを選択しなかったため、実現したものは低層の建物になっている。横浜では高さも上げて経済活動も考慮する方法を取っている。どちらにするかは、市民の選択である。

○富澤委員

市は土地を売りたいがために事業者に肩入れしているようなところがある。経済を考えずにただの市民として意見を言えば、高さ緩和は認めたくない。公開空地のとり方についてはまちづくりに繋がるものであるので考える必要があると思う。

○曾根委員長

市が事業者に肩入れしているとは言いきれない。事業者が経済性を求めるのも仕方のないことである。事業者の利益も無視できない。

○富澤委員

高さ緩和も課題であるが、適用除外も問題である。

○事務局（長島）

横須賀市では既存不適格は同様の建物の建替を認めているが、他都市では建替時には認めないという例もある。

○加藤委員

10年くらい「よこすか都市景観協議会」で景観の勉強をしているが、景観の必要性は感じている。しかし景観のために高さを強制的に制限するのではなく、協力を求めていくような形でしてもらえればと思う。

○住岡委員

県で実施した相模湾文化圏構想というアンケートがある。そこでは景観や緑が県民の関心として上位に上っている。ここからもほっとできるような景観が望まれていることがわかる。この眺望基準は地域を限定しているものなので、良い眺望を残して欲しい。

○湯澤委員

景観条例では、眺望点は建物の高さを決めると書かれている。第3眺望点の考え方は高さの基準を定めていない。それではいけないのではないか。

○事務局（長島）

ビスタは建物の高さとは違う考え方である。それも含めて意見を欲しい。

○湯澤委員

条例上は、我々はビスタのことは何も言及できないのではないか。

○事務局（長島）

市では高度地区を定め、緩和する場合にはその要件を決めて適合した場合に緩和を認めている。実質的には、高度地区で眺望を担保する制限をかけているという流れである。よって、高度地区より低い高さ規制をするつもりはない。

ビスタは眺望といえるのか思案中である。ビスタを通すために眺望点ではない他の制度を考えないといけないのかとも考えている。

○曾根委員長

条例で規制できる部分と、それ以上のお願いの部分と、議論をすることは必要であるが、担保できるものかどうかを確認しないとイケない。

○事務局（平井）

景観計画の基本指針で通景のことは書いてあるが制限ではない。高さの基準を緩和するときこの基本指針を引用しているということで考えられないかと思っている。

建築指導課では緩和要件は数値基準を満たせばOKということになっているが、当課としてはビスタを通す側に公開空地を持ってきた場合のみ緩和するという誘導方法もある。

○湯澤委員

第3眺望点に関しては眺望点という名称を付けずにビスタ点とか言葉を変えたほうが良いのではないか。

景観推進課では眺望点だけを制限してビスタは他の課で言うのか。

○事務局（長島）

景観推進課でも言える。緩和を認めない方法もあるが、そのときには公開空地の誘導もできない。どちらが良いのかも意見が欲しい。

○吉田委員

公開空地の質も考えなければいけない問題である。ビスタ以外のところでも公開空地のあり方を景観でチェックできるシステムを考えておく必要がある。

○曾根委員長

公開空地はでたらめに設置している例が全国にたくさんある。社会問題である。

○吉田委員

熱海市では公開空地を設けるときには全件審議会にかけることになっている。

○国吉委員

横浜も建築審査会にかけるが、その前に幹事会にかけることになっている。幹事会に都市デザイン室が参加しており、どこにどのように公開空地をもってきて欲しいか伝えている。現在はもっと複雑で、関内地区などでは景観ガイドラインによって、場所ごとに壁面後退の数値が示されており、これに沿っていないと緩和を認めていない。高度31mの地区で45m以上への緩和をするような場合には景観チェックはきちんとするようにしている。システムがきちんとしていれば無駄な緩和は防げると思う。

○曾根委員長

今までどのように指導していたのか、これからどのように指導していくのかをきちんとしておけばいいのではないか。

○吉田委員

どこかでチェックできるシステムにしておけば良いのではないか。

○富澤委員

横浜は良くわかったが、本市でも裏打ちされたはっきり言えるようなものが必要である。それには全体的な方向性がないといけない。市民アンケートで眺望・緑が大切というのは

言えるが、マンションの付加価値でもあるのだから眺望や緑を大切にしたい指導をして欲しい。景観推進課にもっと頑張ってもらいたい。

○田口委員

これまで上から見下ろす眺望であったが、今回は下に下りてきており、まさに広告物の影響が懸念される。ビスタを通すために壁面線を後退させてもそこに屋外広告物が出てきたら眺望が失われる可能性もある。屋外広告物の基準をどのように景観計画に取り入れるかが課題である。建物の高さ制限だけでは済まない総合的な問題である。屋外広告物条例だけでなく、景観計画の中での制限についても良いのではないかと考えている。

○事務局（長島）

屋外広告物条例も同じ景観推進課で所管しているのだから、合わせて検討していきたい。今日の意見を受けて整理したものを次の審議会にかけたい。

○加藤委員

資料4の白抜きの部分は用途地域がないところかと思うが、東電発電所だけ制限をかけるのか。

○事務局（長島）

東電は工業専用地域なのでもともと高度地区もかかっておらず、制限はかけられない。

○曾根委員長

他に意見がなければ議事5に入る。では議事5の説明を事務局どうぞ。

○事務局（平井）

（資料5参照）

景観条例及び景観法の届出については資料5の表の中段にある二重線より上の部分で、下の部分は景観法の制度の運用となる。

○曾根委員長

ただいまの事務局の説明に対し、意見、質問があればどうぞ。

○富澤委員

助成という項目があるが内容を知りたい。

○事務局（平井）

地区指針を作ったときに既存不適格になるものが適合するように工事を行う場合、工事費の補助を行なう。また、景観推進地区の指定に向けて地区景観協議会を設立する場合、勉強会へのアドバイザー派遣制度もある。

○加藤委員

届出された16件にアドバイスをしたということであるが、そのアドバイスは実際に聞いて

てもらえたのか。

○事務局（平井）

100%は聞いてもらえなかったが、聞いてもらった部分もある。議事7で報告する。

○曾根委員長

では議事6からは非公開となるので、事務局準備をどうぞ。（傍聴人退場）

（議事6及び議事7は非公開）

○曾根委員長

他にになにか意見などあったらどうぞ。

○湯澤委員

景観賞の公募パンフレットに選考委員の名簿が前は載っていたが今回は載っていないのはなぜか。

○事務局（平井）

今回は審査過程を明示したので、情報過多にならないよう情報を限定した。選考委員名簿は個人情報ということもあり外した。景観賞選考委員会に示した案の通りである。

○富澤委員

景観賞の審査委員名簿はあった方が良かった。どういう部門の人が選考委員なのか、応募する人も受賞する人も分かった方が良い。選考委員名は個人情報には当たらないと思う。

受賞後の措置は、まちづくりに生かすまでになっていない。まちづくりに活用できるような制度にして欲しい。

受賞の記念品であるが室内に飾っておくようなものではなく、外に掲げられるプレートの方が良い。置物をもらっても仕方ない。他都市のように市がプレートを設置するなどのことがあるといい。

○事務局（平井）

表彰した建造物などは、今後景観重要建造物を指定する際の候補と考えている。指定されれば、プレート設置もありうる。

現在、文部科学省が実施している文化的景観の指定候補に上町のみどり屋があがっている。よこすか景観賞を受賞したこともそのきっかけとなっていることを確認している。

また、記念品についても景観づくり活動の助けになるように今回は改善を考えている。

○曾根委員長

景観賞は建築賞にならないように注意して欲しい。

他に意見がないようなので本日の審議会はこれで終了する。